

民間社会福祉事業振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

民間社会福祉事業振興基金条例を廃止する条例

民間社会福祉事業振興基金条例（昭和四十四年広島県条例第九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十二年六月一日から施行する。